

①大麻の使用が合法化された国を訪問する(した)人に対する

日本での対策等について(藤原委員)

意見

タイで要件を満たす品種の大麻の使用が合法化されたことで、日本人の訪問が増えることが予測されるが、日本における現在の対策状況(捜査・広報)について伺いたい。

回答(福岡県警薬物銃器対策課)

一般に、入国時に税関が発見した際の通報に基づき、県警が対応しております。
税関、県警、海上保安庁及び入国管理局の関係機関で適宜協議を行っております。
税関等と協力し、ポスター等で薬物の運び屋にならないように啓発を行っております。

②市販薬の依存による保健室の利用や診療所の受診件数について(倉光委員)

意見

市販薬の依存例を診ているが、保健室や診療所の受診事例が多いと想像しているが、実際の状況について伺いたい。

回答(教育委員会教育支援部健康教育課)

学校の保健室利用の内訳は集約しておりません。

回答(精神保健福祉センター)

市販薬に関する相談件数は個別に集計しておりません。また、医療施設の受診件数は把握しておりません。

③市販薬の販売への対策について(倉光委員)

意見

市販薬への対策はどのようにしているか。

回答(福岡市保健医療局地域医療課)

薬局開設者及び店舗販売業者に対して、購入者への確認を行い、適切な販売を行うよう指導を行っております。

○販売事業者による購入者への確認事項

濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する有効成分を含有する医薬品(濫用等のおそれのある医薬品)を販売する際には、以下の項目を確認及び勘案した上で、必要と認められる数量に限り販売すること。

- ・購入者が若年者(高校生、中学生等)である場合、氏名及び年齢
- ・他の店舗等からの購入の状況
- ・1包装単位(一箱、一瓶等)を超えて購入しようとする場合はその理由
- ・その他適正な使用を目的とする購入であることを確認するために必要な事項